

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

春に向けて増加する賃貸借住宅トラブル

【相談事例】

敷金礼金不要で契約したアパートを退去したら、契約書と異なるエアコン清掃代や入居前からあったフローリングの傷の修繕費用まで請求された。



【アドバイス】

- ▼契約前に、契約書類の記載内容を確認しましょう
- ▼契約時、賃貸物件の現在の状況を記録に残しましょう
- ▼退去時、清算内容を確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう
- ▼困ったときは、消費生活センターなどに相談しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝5月8日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※5月7日☎15:30までに予約してください